



# わくわく

2020年2月号

第154号

たより



早いものでお正月から1ヶ月が経ち2月を迎えました。

今年の冬は暖か、降雪も降らないうえね。

私は、本年の11月下旬には冬タイヤに交換しましたが、手動になって

いはいのが少し寂しい気がします。(笑)

さて、今年は4年に一度のうるう年をオリンピックの年でもあります。

2月29日生まれの方は4年ぶりの誕生日を迎えるおめでたい年と割りますね。

あくまでも誕生日は2月29日なので、誕生日はうるう年にしかやらないそうでは

29日のお誕生日の方は平年には替わりの誕生日を設ける制度があって、

「お祝い誕生日」と言われ2月28日か3月1日のどちらかに存ぞうです。

私の誕生日もうるう年の3月1日に生まれたので、1日早ければ29日が

誕生日でした。この年齢になっても誕生日は毎年来てくれた方が

嬉しいです。(笑)

インフルエンザや風邪の流行る季節になりました。我が家では新しい加湿器を購入し、風邪対策をしています。皆さんも手洗いうがいなど

風邪対策をい元気にも冬を乗り切りましょう。(売買:大友)



## ひとくちメモ

### 2月4日 令和初めての立春

2月4日は、立春です。いつもだと暦の上では春でも、まだ寒い日が続くのですが、今年は暖かい日が多く、晴れたときには日差しに春を感じることもあります。暖かいと過ごしやすいのですが、全国的に雪が少なくスキー場や冬野菜を作っている農家などでは困っている方も多いようです。

令和に元号が改まって初めての立春です。季節の変わり目に気持ちも切りかえて、新しい季節を迎えていきたいですね。



**3年連続 No.1** 株式会社 いわき土地建物

ご相談下さい フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

Free Call 0800-123-3719

## ひとくちメモ 所有者不明土地対策—法制審議会が素案

### 相続登記の義務化や遺産分割期限「10年」

所有者不明土地対策を検討している法務省の法制審議会は、昨年12月、民法や不動産登記法の改正案の素案を公表しました。案を取りまとめ、パブコメを経て答申、今年秋の臨時国会への改正案提出が目指されています。

素案の内容では、これまで相続登記の申請は義務化されていませんでしたが、これが所有者不明土地の要因にもなっていることから、被相続人が亡くなった際に相続登記の申請を義務付けます。手続きを簡素化するとともに一定期間のうちに登記しなければ罰則を設け

ることも検討します。

相続開始から遺産分割協議は「10年」と定め、10年経過後は法定相続分が確定することも検討します。

これまでは所有者全員の同意がないと土地の売却はできませんでしたが、10年を過ぎれば法定相続ルールに基づいて権利を確定。不明所有者の土地の持分は共有者が相当額を法務省に供託、または公告することで残りの共有者の同意を得て、土地活用を可能にします。



## 使わない古家でお小遣い稼ぎ そのお家当社が借上げます

毎年、固定資産税+αの金額をお支払いします。

解体予定の  
物件でも  
借上げます

### 平成27年5月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

空き家を放置した結果、瓦や外壁が落下、崩れるなどで他人がけがをした場合、所有者の責任となり多額の損害賠償に問われる可能性があります。その他にも、固定資産税が高くなったり、室内からの悪臭・雑草・空き巣・放火・不法投棄など心配の種が尽きません。当社にお預けいただくことで、これらの問題をすっきり解決しませんか？

新法律は今までのように、長期間空家にしたまま放置して置く事は出来ないで、最終的には解体を迫られる事になります。空家にしたまま、社会に迷惑をかけない為にも、是非このシステムをご利用下さい。

こんなお悩みをお持ちの方に大変おすすめです！

- ・ご近所の目が気になる
- ・思い出ある家を誰かに活用してほしい。
- ・売りたいくない(買りたいくても)売れない
- ・維持管理に時間もお金もかけたくない。
- ・リフォームや解体する費用ももったいない。
- ・資産管理・相続に関してプロに相談したい。

株式会社 いわき土地建物

小島店 〒972-8411 福島県いわき市小島町2-2-12 0246-26-0303

小島店 小島東店 中央店 鶴田店 双葉店

〒970-0000 福島県いわき市小島町2-2-12

## 資金計画 | 自己資金 | 住宅ローン | 税金 | 建物状況調査 | 引越

これを読めば、不動産取引の基本的な流れが良くわかる！



## 『住まい探しのお悩み解決BOOK』

この度、土地・中古住宅の購入における基本的な流れや、不動産取引の様々な事について一冊の本にまとめてみました。これを読めば不動産取引の基本的な流れが良くお分かり頂けると思います。この冊子をご希望の方は小島北店までご連絡ください。

無料進呈中

フリーコールで No.1の不動産屋へ みんな行く

Free Call 0800-123-3719